

会 議 録

会議の名称	小金井市地域公共交通会議
事務局	都市整備部交通対策課
開催日時	令和元年5月27日(月) 午前10時～正午
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室
出席者	西岡真一郎(小金井市長) [委員(敬称略)] 青木亮、坂本敬、平野武、橋岡和子、依田修、田崎達久、古谷弘文(代理出席)、関根康洋、鈴木章介、小池毅、信山重広、鈴木文彦、堀越千秋(代理出席)、日野靖久、桂川泰広、若藤実 [市事務局]堀池浩二(都市整備部交通対策課長)、旦野未来(都市整備部交通対策課交通対策係主事)、パシフィックコンサルタンツ(株)
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	1人
傍聴不可の理由等	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長・副会長の互選 3 平成30年度第4回小金井市地域公共交通会議会議録の確認 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小金井市コミュニティバスの経過及び再編事業について (2) 小金井市コミュニティバス再編事業における基本方針(案)について (3) 小金井市コミュニティバス再編運行基準(案)について (4) 主要施設利用者アンケート調査について (5) 地域懇談会の実施について (6) その他 5 閉会 <p>[資料]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小金井市コミュニティバスの経緯及び経過 2 小金井市コミュニティバス再編事業のスケジュール 3-1 小金井市コミュニティバス再編事業における基本方針(案)前回会議での指摘事項と対応について 3-2 小金井市コミュニティバス再編事業における基本方針(案) 3-3 小金井市コミュニティバス再編事業における基本方針(案)朱書版 4 小金井市コミュニティバス再編運行基準の検討について

	<p>5-1 主要施設利用者アンケート調査について 5-2 施設利用者の移動に関するアンケート調査（調査票） 6 地域懇談会の実施について 参考資料 小金井市地域公共交通会議委員名簿 参考資料 C o C o バスパンフレット（2019年4月版）</p>
<p>発言内容・ 発言者名 （主な発言 要旨）</p>	<p>事務局： ただいまから令和元年度第1回小金井市地域公共交通会議を開会させていただきます。 本日は小金井市地域公共交通会議の委員改選後の最初の会議です。会長が選出されるまでの間は事務局交通対策課が進行を務めさせていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>—会議成立の報告— —資料確認—</p> <p>事務局： 会議次第に沿って進行させていただきます。会長、副会長の選出の前に市長より一言ご挨拶いただきたいと思います。</p> <p>—市長挨拶— —委嘱状交付— —委員自己紹介— —事務局紹介—</p> <p>事務局： 次第2、会長、副会長の互選です。議題1、本会議の設置要綱第5条の規定に基づき、会長及び副会長の選出を行います。 会長及び副会長の選出についてお諮りいたします。選出の方法について、ご意見はありませんでしょうか。</p> <p>田崎委員： 選出は委員の中から指名推薦で行うのがよろしいかと考えます。</p> <p>事務局： ただいま選出方法について指名選出によるのご意見がございました。そのように決定することでご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>

事務局：

異議なしと認めます。よって、会長、副会長ともに指名推薦の方法で行います。

それでは会長について行います。ここで必要があればご協議の時間を取りますが、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

田崎委員：

会長には鈴木文彦委員を推薦させていただきます。

事務局：

ただいま会長に鈴木文彦委員をとの推薦がございました。

お諮りいたします。本会議会長に鈴木文彦委員を選出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局：

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおりに選出することに決定いたしました。

続いて、副会長についてです。ここで必要であればご協議の時間を取りますが、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

信山委員：

副会長には、青木亮さんを推薦したいと思います。

事務局：

ただいま副会長に青木亮委員をとの推薦がございました。

ここでお諮りいたします。本会議副会長に青木亮委員を選出することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局：

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおりに選出することに決定いたしました。

—会長挨拶—

—副会長挨拶—

事務局：

ここで西岡市長は公務のため、退席させていただきます。

これを持ちまして私の職務は終了いたします。会長と交代させていただきます。議事進行へのご協力ありがとうございました。

会長：

それでは改めまして、本日はお忙しい中、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。ここから議事の進行を引き継がせていただきます。

まず前回第4回会議の会議録について内容の確認をしたいと思います。事前にお送りしている会議録についてお気づきの点、修正点があればご発言をお願いします。

坂本委員：

13ページですが、「地域の方及び」のところを「公共交通が不便な地域の方及び」としてください。

会長：

この点是对応をお願いいたします。

青木委員：

15ページの私の発言で、「1時間でもいいから」を、「1時間に2本でもいいから」としてください。

会長：

これも追加してください。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの2件について修正した上で、確定版については事務局にて準備が整い次第、市のホームページで公開するようにお願いします。

議題に入りたいと思います。次第4(1)「小金井市コミュニティバスの経過及び再編事業について」、今回新たに委員になられる方もいらっしゃると思いますので、コミュニティバスのこれまでの経過、前年度から実施している再編事業、進捗、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局：

—資料1及び資料2に沿って説明—

会長：

議題1についてご意見、ご質問があればお願いします。

平野委員：

資料1の3ページ、平成31年4月1日から乗り継ぎ利便性の向上を図るため変更とありますが、やってみての効果、どのぐらいの乗り継ぎがあるのか、把握されていたら教えてください。

事務局：

今後、運行事業者の京王バスと利用者数の推移等も踏まえなが

ら整理し、お示ししたいと考えております。

会長：

ほかによろしければ、今後の議論の状況によって若干時期が前後する可能性はありますが、再編事業はこのようなスケジュールで進めさせていただきます。

続きまして議題(2)「小金井市コミュニティバス再編事業における基本方針（案）について」、まずは事務局より、前回会議における委員の皆様からのご意見を踏まえた方針（案）について提示してもらった上で、委員の皆様からの意見を踏まえながら、基本方針については今回で確定していきたいと思っております。

まず事務局より説明をお願いします。

事務局：

—資料3-1、資料3-2及び資料3-3に沿って説明—

会長：

事務局より説明のあったとおり、基本方針（案）についてはこれまで本会議で数回にわたってご意見をいただき、その都度修正、整理を繰り返してきたものです。基本的なところについては意見が出尽くした部分はあるかと思っておりますので、修正、記載内容についてご意見をいただいた上で、本日確定したいと思っております。ご意見、質問等がありましたらご発言をお願いします。

坂本委員：

資料3-3、または資料3-2の最後のページ、4項目書かれています。これがこれからの基本方針になるのです。方針1として「公共交通が不便な地域における交通弱者への対応」が筆頭に来ているのですが、具体項目を見ると、最後3つ目に「交通弱者の移動ニーズに配慮する」としか記載がありません。今回の大きな目標は公共交通が不便な地域における「交通弱者への対応」だと言っていることに対し、具体的には「配慮する」としており、表題については市の方針ということでもいいと思っておりますが、各論の3つの文章が表題で述べていることとニュアンスが違う、温度差があるように感じます。

事務局：

これまでの検討経過を踏まえ、まずは公共交通不便地域を洗い出し、その地域における交通弱者を主対象とするという考えです。項目としては3つ目にしか交通弱者への対応は記載されておきませんが、公共交通不便地域をどう設定するか、また、対象者を誰とするか、というテーマが2つある中で、まずは公共交通不便地域について1つ目に記載し、かつ、主対象は交通弱者である

ということを3つ目で個別にお示ししています。これまでの議論の中で「一般の方も対象である」というお話もありましたので、この方針1では、主に交通弱者のニーズに対して配慮していくという、今までのご意見も踏まえた上での表現としております。

坂本委員：

その感覚がわかりません。公共交通不便地域を対象とし、それを洗い出すとなれば、その中でも交通弱者に対応するというのは2番目に来るのではないかと思います。バスの運行が困難な道路などはルート設計の問題であって、今回の狙いは公共交通が不便な地域で、なおかつ交通弱者を主眼にするということが1番に持ってくる項目です。今バスが通っていないところでは道路の幅員が狭いとか、それはその後の話ではないかという気がします。我々は会議でずっとやってきているからよいのですが、市報などでこの方針を提示したときに、市民がどう感じるかです。公共交通不便地域の交通弱者というのであれば、この2つのキーワードをもっと強く書かれたほうがよいような気がします。

会長：

方針1の2番目と3番目の各項目を入れ替えるとうどうですか。

坂本委員：

それだけでもだいぶ違うと思います。対象地域を洗い出す。その中でも交通弱者に便を供するように考え、その時に道路などの事情も考える。このような流れで記載されていれば、上のヘッダーと合うと感じます。せつかく今回の再編基本方針において不便な地域の交通弱者を第一にするというのなら、強くトーンを出されたほうが市民も納得するのではないかと思います。

事務局：

表題に対しての各論的な表現の順番も踏まえて、2番目と3番目の順番を変えるような形で、記載方法は検討していきたいと考えております。

会長：

2番目と3番目を入れ替えた順番で訴えかけをするということで、私は坂本委員のご意見はそのとおりだと思います。方針として言いたいこと、それに関する技術的なことという記載順によりすっきりすると思います。特に異論がなければ、2番目と3番目を入れ替えるという修正をした上で、基本方針として決定するというところでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

会長：

異議なしと認めます。基本方針は1点修正をした上で「(案)」を取ることにさせていただきます。ありがとうございます。よって、本件については、本会議において協議が整ったということで今後取り扱うことにさせていただきます。

続いて議題(3)「小金井市コミュニティバス再編運行基準(案)について」に移ります。

再編運行基準というのは基本方針を踏まえ、再編事業を実施する上での基本的なルールという位置づけになります。前回会議でも資料は配布されましたが、具体的なご意見をいただくのは今日からになります。運賃など時間と十分な議論を要するものについてはこの後議論の場が用意されており、今日すべてを決定するものではありません。今日は一部についてご意見をいただき、今後整理を進めていきます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

—資料4に沿って説明—

会長：

事務局から資料の説明、運行基準の指標案が示されました。今日はいずれも最終確定するものではありません。運行サービス基準のうち、バス停留所間の距離、運行間隔、運行時間帯については次回会議を目処に整理していきたいと思います。運賃、収支率は運行ルート等を考えていく中で議論しなければいけない部分もありますので、今後、じっくりと議論していただきます。最初に行う地域懇談会はバス停留所間の距離、運行間隔、運行時間帯あたりの基準がまとまった段階で臨む、というタイミングになります。本日につきましては、まずは皆さんからお気付きの点、ご意見を自由に出していただき、それを反映した形で次回この3つについて案を提示していきたいと思います。

青木委員：

各地の事例の選択基準がありましたら教えてください。

事務局：

各自自治体のホームページ上で調べた結果、事例を収集できたものを全て記載しております。

石川委員：

資料の7ページ、道路幅員の部分に「警察との協議により許可を得る必要がある」とありますが、道路管理者との協議も必要になるのではないかと思います。また8ページ、バス停留所設置箇

所は「警察・周辺住民との協議により許可を得る必要がある」ということですが、標識を設置するのであれば、土地の管理者、道路管理者と協議が必要ではないかと思えます。道路管理者は込みでということなのでしょうか。

事務局：

ご指摘のとおりと考えております。基本は行政側という点から道路管理者等は記載していませんでしたが、記載を修正します。

鈴木章介委員：

4 ページ、公共交通不便地域の条件として1日片道50便としていますが、バスの運行間隔が15分より開いていると公共交通不便地域だというのはかなり厳しい条件ではないかと思えます。C○C○バスも運行間隔が一番開いているところで30分間隔であれば、不便地域の条件も同程度でもいいのではないのでしょうか。基準があまり厳しいと、うちの地域も公共交通不便地域だという話になってしまい、対応が難しい地域も出てきてしまうのではないかと思えます。今後見直しをされてはどうかと思えます。

事務局：

ご意見として承ります。

会長：

これは地域によって感覚が結構違います。地方だと1時間に1本走っていればすごく便利だというケースもありなので、この辺をどう考えるかは非常に難しいところです。市としてどの程度を不便と判断をするのか、議論を重ねる必要があると思えます。

橋岡委員：

小金井市のC○C○バスの運賃は一律100円です。2ページの表を見ますと自治体によって運賃に差があります。この辺は市からの持ち出し金が多いのでしょうか。

事務局：

運賃についてはこれまで100円一律運賃という自治体が多かった一方で、最近再編をしている自治体に関しては、ルート再編と合わせて運賃の見直しも行っています。コミュニティバスに乗っている方だけが路線バスよりも安い運賃で乗れるということに関して問題視されている自治体は値上げをしており、立川市等も再編時に100円だった運賃を180円に変更しています。

収支の状況については自治体によって考え方が違うところもあり、収支率を40%にするか30%にするか、このあたりの目標が変わってきている理由ではないかと思えます。

基本的に、コミュニティバスに関しては自治体が収支欠損額に

対して補助を行って運行しています。補助の割合についての考え方が違うというところがこの割合の違いということとなります。

関根委員：

運行サービス水準は原則みたいな感じですが、基本方針はコミュニティバスの導入コンセプトというような意味で設定するのはとても大事だと思います。

1点、先々の議論ということで、運行継続基準の収支率については、運賃との関係が非常に密接ですので、そもそも運行継続基準を設ける必要が有るかも含めて考えた方がいいと思います。

他地域の事例で、ガイドラインで厳しい収支率を設定したがために、いろいろな継続すべき事案がガイドラインに当てはまらないため残念ながらやめていく、という事例もなくはないので、運行継続基準を設定するかどうかということと、また、設定するならば、収支率は運賃と密接な関係があるので、運賃の議論なくして収支率の設定はできないと思います。

また、C o C oバスの便数を原則として1時間2便とする基準に対し、公共交通不便地域の基準を1日50便とするのはやや多いかないと個人的には思います。

事務局：

運行会社として今まで様々な経験、課題を受けてこられている事業者のご意見は貴重だと思っていますので、今後議論する中で市として考えていきたいと思っています。

若藤委員：

6ページや13ページの基本方針の対応が①から④までありますが、④がかなり多く見受けられます。①の方針というのが一番メインというお話が先ほどありましたが、どうなのでしょう。

事務局：

ご意見につきましてはご指摘のとおりと考えております。最終的に基本方針（案）として決定するに当たって決定打としたような項目がこの表上に入っておりますが、例えばバス停留所の距離に関しても高齢者等の状況も踏まえていますので、記載については見直しをさせていただきたいと思います。

会長：

確かに基本方針で具体的な設定にあたる場所というのは、一番近いのは方針④であるため、④が多くなるのは仕方がないかなという点もありますが、表として見た時に基本方針の何がどこに反映されているのか分かりやすく示すよう配慮をお願いします。

また、運行間隔に関連することですが、基準に基づいて計画がなされるときに、公共交通不便地域の条件としてバス運行本数を

15分に1本間隔で設定する一方で、COCOバスは30分に1本を基準とすると、COCOバスを運行しても公共交通不便地域の解消には繋がらないという結論になります。このあたりの受けられ方もありますので、慎重に考えたほうが良いと思います。

これは停留所間隔についても言えることで、最初は方針として200m間隔を基準としてスタートしたと思いますが、実際の距離を見てみると200mから300mの間、どちらかというところ300mに近い路線も結構ある。とすると、結局200mとしてしまうと、1つも実現できていないではないかという話になってきます。基準をどう設定し、達成したことによって何を言うべきなのかに関して少し考えた方がいかなという気はしています。

坂本委員：

4ページの公共交通不便地域図ですが、運行間隔の条件を20分、あるいは30分にしたらどの程度の範囲になるのかという資料を事務局で用意してはいかがですか。会議の場の資料として常に置いておくと議論が進むのかなという気がします。

再編で不便になったという意見が出た場合、運行を継続するために、既存の路線を不便にして、現在不便な地域に手厚くすると言っても地域の人にはなかなか納得できないと思います。公平の観点から理解を頂けるような資料が必要ではないでしょうか。

事務局：

ご指摘いただいたような形で、資料の構成を検討していきたいと考えております。

会長：

関連して、COCOバスの運行間隔を1時間に2便と基準案として出していることからすると、公共交通不便地域の設定に当たって同様のレベルではどうなるのかという資料を用意する必要があります。資料作成に当たっての配慮と、手元に用意する資料についても検討しておいてください。

田崎委員：

COCOバスを始めた当初は、交通弱者にとって既存の路線バスが使いづらいため、交通弱者が使いやすい、もう一步踏み込んだサービスを提供するというコンセプトがあったかと思います。例えば道路幅員については、より玄関口に近いところ、車両制限令に抵触するようなどころにも入っていくような考え方であったかと思います。今回の案だと、道路幅員の基準を車両制限令の範囲内とするのかどうかは1つ大きな話かと思います。

停留所間の距離については、当初は路線バスよりも短い200m間隔としていたものの、地先の人に断られる等で結果的には300m間隔になってしまったのかもわからないのですが、仮に最

初に設置間隔を300m間隔としていた場合、実際は400m間隔になっていたかもません。今回の基準の設定に当たって、項目によっては、本来サービスとしてはこうしたいという視点がもう少しあってもいいのかなと感じたところです。

事務局：

幅員に関してですが、ご指摘のとおりで、今の基準で見ますと厳しいような箇所も走らせているというところは認識しております。一方で、協議の上で決まってくところもあるかと思っておりますので、ルートを新たに通す道路については少なくともこの幅員を満たした上で協議をしていきたいと考えております。

会長：

この辺は非常に難しい点で、理想を目指すと、達成できなかったときのハレーションが結構ある場合があります。今のご意見も踏まえつつ、どの辺に目標を設定するかは今後議論をする中で意見をいただければと思います。

道路幅員については、コミュニティバスが走り始めたころに走れた箇所でも、今新たに走らせることは事実上厳しいという箇所もありますので、実際の車両制限令を緩和した形で基準を設けるというのはなかなか難しいと個人的には思います。

それから、理想を言えばもちろんやるのですが、それを基準として提示して、市民に対しても提示をしていく上でどの辺を求めていくべきかというあたり、今後の議論の中で皆さんからご意見をいただいきたいと思っております。

今回いただいたご意見を踏まえながら、次回の会議において運行基準（案）を改めて示していただければと思います。

次の議題に移らせていただきます。議題(4)「主要施設利用者アンケートについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局：

—資料5-1及び資料5-2に沿って説明—

会長：

施設利用者アンケート調査の実施については前回までで概ねご理解いただいている内容です。アンケート調査票について、微修正等があればご意見をいただいて、実施時期のこともありますので、本日の会議で確定させていただきたいと思っております。

坂本委員：

内容はこれでいいと思いますが、留め置きはもう少し積極的にできないのですか。医療機関は難しいと思いますが、センターな

どの施設の利用者の代表者の方に声掛けをする、用紙を配布して次に来るときに持ってくるよう頼む、などして回収率を上げるようにするとよいと思います。

事務局：

医療機関は難しいですが、各センターについては、ポスターなどわかるような形で留め置くような形と、窓口職員、施設長を含めて声かけを依頼しようと考えております。

会長：

留め置きが基本でいいと思いますが、施設職員等による積極的な声かけをお願いします。

青木委員：

問3-2、アンケートが置かれていた施設から自宅まで最も利用している交通手段ということで、バスと徒歩、鉄道とバスを組み合わせている場合、人によって答え方が違ってしまうので、もう少し表現を工夫していただければと思います。

また、問3-3、バスの満足度の選択肢として「普通」とありますが、「普通」があると、ほとんどの方は「普通」に丸をつけてしまいます。そこを強調したいのであれば残しておくのですが、そうでなければなくてもいいのかなという気がいたします。

事務局：

問3-2について、回答方法など検討するようにいたします。

問3-3について、これまでのアンケートでも「普通」を入れていたため、比較という意味もあり、そのままを踏襲させていただいております。

会長：

問3-2は「1つに丸」を外してしまえば、回答者それぞれが判断して書くかなという気もしますので、工夫をしていただければと思います。

他によろしければ、設問3-2については適切な形に修正するということを前提に、本内容にて進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それではそのように調査をしていただきます。

議題(5)「地域懇談会の実施について」説明をお願いします。

事務局：

—資料6に沿って説明—

会長：

実施時期について説明がありましたように、第1回は今年度の8月から9月頃を予定しています。本日は資料6に基づいて概ねの方向性について確認し、次回の会議で決定とさせていただきたいと思います。何かご質問、ご意見があればお願いします。

平野委員：

会議方式については大賛成です。一般に住民が参加する会議という学校方式で一方通行になってなかなか発言がありません。それぞれブロック毎に話し合っ発表するようにすると、住民の方のご意見も聞けると思います。

青木委員：

現在、事前申し込みは不要で当日受付としていますが、ワークショップ形式のため人数が多すぎても対応できず、少なすぎると成り立たなくなってしまうため、事前申し込みにしておき、当日余裕があれば自由に来てくださいとしておいたほうが安全かと思います。特にワークショップ形式は多少の準備が必要になりますので、参加者が5人なのか50人なのかわからない状態での準備はコーディネーター役も大変かなという感じがします。

事務局：

事前申し込みは参加のハードルが上がることもあり、今回は当日受付としておりました。協議の上で検討させていただきます。

会長：

ほかにはよろしいでしょうか。資料6については、決定は次回にさせていただきますので、今いただいたご意見を踏まえつつ事務局のほうで議論の整理をしていただければと思います。

最後に議題(6)「その他」について、何かございますか。

特にないようでしたら、本日は長時間にわたりまして、お疲れさまでした。

以上をもちまして、令和元年度第1回小金井市地域公共交通会議を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。